

## 土砂等運搬大型自動車の表示番号の指定等について

～建設業に使用する営業用大型ダンプ車は申請してください～

全ト協 平成30年2月9日

[http://www.jta.or.jp/kotsuanzen/anzen/info/dumptruck\\_kaisei201802.html](http://www.jta.or.jp/kotsuanzen/anzen/info/dumptruck_kaisei201802.html)

### 【概要】

建設業の許可を受けている事業者が保有する「営業用の大型ダンプ車のうち、主として建設業の用途に使用する車両」が、平成30年4月1日から経営事項審査（※）の評価対象となることに伴い、対象車両については車検証備考欄の表示番号の後に（建）表記することとなりました

「経営事項審査に係る告示改正に伴う土砂等運搬大型自動車の表示番号の指定等について」（平成30年2月5日付）

### 【運輸支局への申請】

新たに表示番号の申請を行う場合、申請事項の変更を行う場合（現に使用しているダンプ車に追記する場合）のいずれの場合も運輸支局等へ申請が必要

【施行】 平成30年4月1日

詳細は、下記を参照ください

「経営事項審査に係る告示改正に伴う土砂等運搬大型自動車の表示番号の指定等について

[http://www.jta.or.jp/kotsuanzen/anzen/info/dumptruck\\_kaisei201802.pdf](http://www.jta.or.jp/kotsuanzen/anzen/info/dumptruck_kaisei201802.pdf)

※「経営事項審査」とは、公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者（建設業法第3条第1項の許可を受けた者をいう。）が必ず受けなければならない審査です。

経営事項審査につきましては、下記の国土交通省HPをご覧ください。

○[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000153.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000153.html)